

ID: 5233

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	余裕金運用の認可		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第67条の2ただし書		
法令番号	昭和37年法律第141号		
【基準】	<p>法第67条の2の規定による。 (余裕金運用の制限)</p> <p>第67条の2 組合員(連合会にあつては、会員たる組合の組合員)の総数が第44条第5項の政令で定める基準を超える組合は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会若しくは協同組合連合会で業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金、貯金又は金銭信託</p> <p>(2) 国債、地方債又は経済産業省令で定める有価証券の取得</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和元年6月21日